

# 松本市緑の基本計画中間評価（令和6年度）に基づく今後の方針

## 1 中間評価の概観

(1) 中間目標に対する評価項目9項目の評価は、

- 達成 : 6項目 →行政によるハード整備、民間宅地の緑化
- 未達成（当初比向上）：2項目 →市民緑化民活動、都市開発
- 未達成（当初比低下）：1項目 →市民自然・環境保全活動

(2) 考察

ア 市民満足度調査以外の指標4項目は全て達成している。行政による緑地整備及び緑化施策は有効であり、将来目標達成に向けて継続することが望ましい。

- ①緑被率 →現状維持のため、緑地減少の見られる「近郊」エリアでの緑地増加、市有地緑化推進が必要
- ②湧水と一体となった緑陰の確保→令和2年度に井戸整備から管理活用の方針転換していることから、民間の湧水（井戸）等のオープンスペース化や、湧水に限定しない河川など含めた親水性緑地整備による将来目標達成の検討が必要
- ③緑被面積 →新築記念樹等による民間宅地の緑化を継続実施が有効
- ④緑陰を活かしたオープンスペース・オープンカフェの設置  
→引き続き公共施設の新築・更新時の公共空地設置を推進するとともに、特に中心市街地では公開空地（オープンスペース）整備を促す施策の検討が必要（優良建築物等整備事業ガイドライン等）  
市街地未利用地における市民緑地認定制度（固定資産税減免）の活用促進

イ 市民満足度調査に基づく5項目では、ハード整備による要因が大きい市街地の景観については向上が見られた一方、市民活動などソフトの取組みについては、従来の町会等活動主体に変わる、企業など民間事業者を含めたテーマ型コミュニティ（緑化活動組織）の再構築が望ましい。

- ⑤市街地の緑化活動を行っている。→従来の町会等によらない緑化活動主体の構築、個人が公共緑地や植栽の管理活用に参加でき仕組み（アダプトシステム等）の整備が必要
- ⑥自然や環境を守るための活動を行っている。  
→湧水保全や森林サイクルに関連付けて、恵みを受ける市街地住民が山間地の保全に関わる取組みや、気候変動に対する取組みと連携した活動の創出が必要
- ⑦歴史・伝統が感じられる松本らしい景観が保たれている。  
→松本城三の丸エリアビジョンの取組みのように、ハード整備と活用実践により、まちの営みも感じられる魅力的な景観形成につながる。景観計画と連動した民間土地建物への修景補助の検討
- ⑧市街地に花や緑が増えてきている→公開空地及び民間緑地の創出、住宅地の緑化推進の継続。  
景観計画区域内行為届け出対象外の戸建住宅の確実な緑化を担保するため、建築業界団体や造園団体との連携が必要。住民による緑化や花いっぱい取組みへの支援の継続
- ⑨農地と自然のバランスがとれた都市開発が行われている。  
→山間の耕作放棄地の森林化、「主な施策」の見直しが必要

## 2 今後の方針

- (1) グリーンインフラによる、まちなか緑化の推進と管理活用の仕組みづくり、担い手の構築
- (2) 松本まちなかグリーンインフラアクションプランの取組み成果を活かした令和10年度以降の郊外への展開（居住誘導区域でのハード・ソフト事業）
- (3) 社会情勢の変化をふまえた「主な施策」の見直しと、ゼロカーボン・グリーンインフラに関連付けた見直し後の施策の全庁的な推進 ※庁内照会で「未実施」施策のうち、実現可能性が低い施策の削除など整理